

別紙

水道施設工事の等級区分認定に係る総合点算出に必要な資料

【審査基準日】

○令和7年2月1日

【客観的事項評定に係る提出資料】

○経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書の写し

【主観的事項評定に係る提出資料】

(資格者雇用に係る資料)

- ①監理技術者資格者証（水道施設工事）の表裏の写し及び監理技術者講習修了証の写し
- ②給水装置工事主任技術者証の写し
- ③公益社団法人 日本水道協会 配水管工技能講習会修了証、配水管技能者登録証のいずれかの写し
- ④公益財団法人 給水工事技術振興財団 給水装置工事配管技能者講習会修了者証、給水装置工事配管技能検定会合格証書、給水装置工事配管技能検定合格者証のいずれかの写し
- ⑤上記有資格者の恒常的な雇用^{注1}が確認できるもの（以下、ア～エのいずれか1つ）
 - (ア) 健康保険被保険者証 本人（被保険者）の写し
 - (イ) 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書や住民税特別徴収税額通知書などの写し
 - (ウ) 事業所の代表者が発行する雇用証明書（任意様式）
 - (エ) 提出日以前1か月以内に発行された登記簿謄本の写し（役員の場合）

注1：恒常的な雇用とは、事業所と直接的な雇用関係にあり、審査基準日以前に3箇月以上の連続した雇用があることをいう。

注2：上記、有資格者の申請については、各資格最大5名までとする。

ただし、評定については、①の有資格者については資格者3名を限度とし、②～④については資格ごとに有資格者5名を限度として計算する。

(社会的貢献等に係る資料)

○ISO14001の認定証及びKES等環境マネジメントシステムの登録証の写し